

放送アーカイブ利活用促進に向けて（後編） INAと「国家遺産」を支える フランス法制度の変遷

メディア研究部 大高 崇

世界最大規模の放送（視聴覚）アーカイブ機関・INA（国立視聴覚研究所）の最新動向やフランスの法制度の変遷を報告し、日本の放送アーカイブ利活用促進に向けた示唆を抽出する、2回シリーズの論文の後編。INAの誕生から50年、その活動を支える放送法などの法整備の経緯をひもとき、「国家遺産」の保存と活用を担う高い公共性と、映像・音声フッテージの販売事業者という商業的な側面を両立させるため、立法者たちが時に強引な法改正も辞さなかったことを明らかにする。創設以降、INAは公共放送各局と著作権の帰属をめぐる激しい“綱引き”を続け、経営は悪化したが、2000年の放送法改正によって政府とCOM（目標手段契約）を締結し、使命と財源が安定化した。また、インターネット社会が到来し、アーカイブ利活用のための権利処理問題が深刻になると、2006年に「反証可能な許諾推定」の制度を導入し、INAは実演家の権利処理コストを大幅に低減できるようになった。不満を抱く実演家側と長期の法廷闘争に発展したが、欧州司法裁判所がINAを優遇するこの制度を認める決定を下したことで、決着した。総括として「公共財」「放送財」「商業財」という放送アーカイブの3つの側面を示し、公共財としての価値に着目しつつ、放送番組センターの役割の拡充も視野に、日本での法制度や環境の整備について考察する。

はじめに さまざまな“綱引き”

本論文は、フランスの国立視聴覚研究所（L'Institut national de l'audiovisuel, 以下「INA」）での取材成果を前後編2回にわたって報告、考察するものである。前編¹⁾では、放送番組をはじめとする映像・音声アーカイブ（以下「視聴覚アーカイブ」）を収集・保存し、多様多彩に展開するINAの最近の動向を伝え、日本での放送アーカイブ²⁾のそれとは差が大きく開いた状況であることを指摘した。

そこで後編（本稿）は、日本との差を生む要因である、放送法³⁾や著作権法⁴⁾などの法制

度、および放送政策の歴史的変遷とその背景にフォーカスをあてる。

フランスの放送法は、INAを「国家遺産」の保存と有効活用を担う機関と規定しており、権利処理上のコストを低減させるさまざまな制度設計もなされている。しかし、INA創設以降50年間の歴史をたどると、始まりは法的位置づけも曖昧であり、組織の使命と役割は、時代ごとのメディア環境、放送界や政権の事情の変化に振り回され続けたことがわかる。筆者は、この過程を観察することで、日本の放送界とアーカイブ利活用の現状にも共通する課題と示唆の抽出ができるのではないかと考えた。

INAに関する先行研究で後編に関するものは、前編同様にINAの元会長、エマニエル・オーグの『L'INA⁵⁾』が最も詳しく、特に第1章において大いに参照している。ただし本稿では、INAの関係者以外の文献として、2000年のフランス会計検査院の監査報告書など、客観的な資料も交えて、創設以来のINAの変化を多角的にとらえる。また、第2章で論じる著作権問題に関しては、オーグを含めほとんどの先行研究が公表されたあとの出来事であるため、関係者へのインタビューなどの新たな情報によって、独自に分析を行っている。フランスやドイツで著された研究論文も含めて、参考文献は文末に示したので参照されたい。

本論に先立って留意すべきは、INAが担う2つの使命である。1つは、アーカイブの保存・活用という“公共的”使命、もう1つがアーカイブを商品販売し収益を得るといふ“商業的”使命である。この2つの使命、存在意義をどう調和させるか、INAと立法者たちは長年にわたって腐心してきた。そのことで、フランスの公共放送各局とINAとの間で、アーカイブの権利をめぐる“綱引き”が続くことになる。そして、視聴覚作品(番組)に関与する数多くの権利者、特に歌唱や演奏、パフォーマンスなどの実演の権利者(実演家やその権利継承者)とINAの“綱引き”も発生した。いずれの綱引きも、不満と対立を生みながら、そして調和と共存を模索しながら、INAの発展の礎となっている。そして、前編でも指摘したように、フランスの公共放送を取り巻く厳しい環境のもとで、アーカイブを擁するINAは、ほかの公共放送各局との“綱引き”の関係から、ともに存在意義を再構築し生き残る道を模索している。このような、創設から現在までの道のりを追うことで、日本

の放送アーカイブ利活用促進、そして公共放送の未来像を考えるうえでの素材を提供しようというのが本稿(後編)の目的である。

本稿の構成は以下のとおりとなる。

第1章：1970～2000年代の放送法・放送政策の変遷を通じて、INAが国のアーカイブ機関としての地位を確立するまでを追ってゆく。INAとそのアーカイブが「公共」と「商業」の両立に苦闘し、放送界での“綱引き”を激化させる過程から示唆を抽出する。

第2章：インターネットでのアーカイブ配信を促進するため、2000年前後からの著作権、特に実演家の権利に関する法的問題に注目する。INAのために、実演家の権利処理ルールを大きく変える2006年の法改正は10年以上に及ぶ法廷闘争に発展した。関係者や専門家へのインタビュー取材の成果も交え、権利と利用の公正なバランスについて検討する。

第3章：公共放送の存在意義が揺らぎ続ける現在のフランスで、INAが今後どのような使命と役割を果たそうとしているのかを追う。

第4章：前後編を踏まえた総括として、日本における放送アーカイブをめぐる課題の解決、制度設計などについて論究する。

なお、特に第1章、第2章では、著作権の問題が頻出する。放送番組は「権利の束」とも称され、アーカイブ利用にあたってはおおよその場合、関係する権利者に許諾を得て報酬を支払う「権利処理」の実務が必要になる。第1章で取り上げるのは番組(映像)そのものの権利であり、原初的には番組の制作者である放送局などに帰属する。この権利の保有をめぐる議論を展開する。第2章では、映像の権利以

外の、それぞれの番組のために楽曲や脚本などの著作物を提供した著作権者の権利（著作権）や、歌手、演奏家、俳優などの実演家の権利（著作隣接権）の権利処理について論じる。この点をあらかじめ留意願いたい。

第1章

1974～2000年 INAの確立まで —公共放送との“綱引き”—

本章では、INAの創設から20世紀末までの放送法および放送政策の変遷をたどってゆく。「偶然の産物」として誕生したINAは、しばらくの間、自らの使命が「公共的」なものでありながら「商業的」な性格も有するという二律背反をどのように収めるか迷走し、ほかの公共放送各局との関係も厳しさを増してゆく。

なお、各節で言及する放送法の関係条文の抜粋を文末別表（p94～95）にまとめている。そちらも参照していただきたい。

1-1 1974年法 偶然で曖昧な誕生

フランスは、第五共和制に移行した翌年の1959年に初めて放送法を施行して以来、大統領が代わるたびに、大がかりな法改正と放送制度改革を何度も繰り返している。特徴的なのは、1972年改正時の放送法第2条「**全国的公共サービスたるフランスのラジオ・テレビ放送は国家の独占物である**⁶⁾」とあるように、長らくの間、放送は国家独占原則のもとに置かれ、放送局は公共放送ORTFの1局のみだった⁷⁾。

前編で述べたように、1974年、保守派のジスカール・デスタン大統領のもと、ORTF分割によってINAは誕生した。当初6分割の予定が、法案上程の直前になってアーカイブ、研究、

研修の部門の行き場がないことが発覚し、それらをひとまとめにした、7つ目の法人を誕生させたのである。

そのため、このときに成立した放送法（以下「1974年法⁸⁾」）におけるINAの規定はごく短く、いかにも急ごしらえて寄せ集めの感が強い、曖昧なものであった。

1974年法 第3条

視聴覚研究所を設立する。この研究所の責務は、特に諸種のライブラリーの保存、視聴覚制作の研究、および職業人への研修である。この研究所は、商工的性格を有する公施設法人である。

【責務】

* 視聴覚アーカイブの保存、研究、公共放送の職員研修が並列で記載

【保存するアーカイブ/権利の帰属】⁹⁾

保存されるアーカイブの対象と、映像などの権利（著作権）の帰属について、オーグによると、以下のように分類されていた。

* 旧ORTFから継承したアーカイブ……INAが著作権を有する（利用・販売が可能）

* 公共放送各局や、個人・企業から受け入れたアーカイブ……INAに著作権はない（利用・販売には、放送局などの著作権者からの許諾が必要）

* 預けた放送局などは無料で閲覧・利用可能

【財源】

* 公共放送各局による定額の負担金

* 映像販売や役務提供での収入

1974年法のもとのINAの財源には、まだ受信料は含まれていない。放送4法人（TF 1、

A 2, FR 3, RF) と、送信を担うTDFのみが受信料の配分対象とされていた。「商工的性格を有する」法人と規定されたINAは、アーカイブの保存と提供、職員研修の実施などのサービスに対して、TF 1などほかの公共放送各局が毎年拠出する定額の「負担金」、そして、INAが著作権を有するORTFから継承したアーカイブを、主には各局の再放送などの必要に応じ出庫し、販売することで収入を補っていた¹⁰⁾。分割したとはいえ、各放送局に従属的な立場といえる当時のINAの存在感は、現在の「視聴覚の国家資産を保存し有効活用」する世界的なアーカイブ機関のそれとはほど遠いものだった。

1-2 ミッテランの登場 「国家の独占物」から 「コミュニケーションの自由」への転換と混乱

1982年法による転換

1981年、第五共和制移行後初となる社会党の大統領が誕生した。フランソワ・ミッテラン¹¹⁾である。長きにわたる野党時代、保守政権が放送を政治的な道具にしている¹²⁾と批判し続けたミッテランは、放送の自由と規制緩和の実現に向けて、ただちに放送制度改革を推し進めた。

1982年に成立した新たな放送法（「1982年法¹³⁾」・文末別表参照）は、「視聴覚コミュニケーションは自由である¹⁴⁾」と宣言して、放送の国家独占の放棄と民間参入促進を目指すもので、政府から独立して放送の規制・監督にあたる行政機関（HACA¹⁵⁾）を創設した。また、公衆に発信されるあらゆる映像・音声（私信を除く）を「視聴覚コミュニケーション」と定義し、テレビ・ラジオ放送はこの一部と位置づけた。のちのインターネット動画なども包含する概念が、すでにこのころ明文化されていたのである。

その一方で、1982年法はINAを公共放送の一翼を担う機関として定義づけるため、3つの大きな変更を加えている。責務、公共放送番組アーカイブの権利関係の整理、財源についてである。

【責務】

* （必須業務）公共放送各局のアーカイブの保存と利用

* 職員研修、制作、研究

【保存するアーカイブ／権利の帰属】

* 放送日から5年経過した公共放送の番組と、1974年法の施行後に保存された番組は、INAが著作権を有する（譲渡される）

【財源】

* 受信料の配分

* 公共放送各局による定額の負担金

* 映像販売や役務提供での収入

※下線は追加・変更部分（以下同じ）

それまでは著作権を有するのはORTFのアーカイブのみだったが、分割後にTF 1やA 2などが放送した番組も加わり、INAが商業的に利活用できるアーカイブが一気に増えた。

さらに財源は、これまでどおり各局からの負担金、アーカイブ販売などによる収入に加えて、受信料の配分を受けるようになった。こうしてINAは、ほかの公共放送と立場上も肩を並べ、組織の使命と正当性が明確化されたのである。

また公共放送各局は、1982年法に基づき政令で定められた業務運営規則¹⁶⁾を作成し、その中にINAとの関係を明記し遵守^{じゆんしゆ}することが求められることになった。TF 1の業務運営規則（1984年）で定められたINAとの関係は以下のような内容である。

1984年業務運営規則 (TF 1, 略記)

- INAに対してすべての放送番組だけでなく、フィクション作品を除いて、未放送の番組映像・音声も、理由のいかんを問わず、寄託すること (99条, 100条)
- TF 1が番組などをINAから持ち出すことはあくまで一時的であり、その内容を変更しないよう注意しなければならない。番組を再編集する際も、記録に残すこと (120条)
- (放送後5年経過まではINAに著作権は譲渡されないが) TF 1は、INAが非営利目的で利用することを許諾する (122条)

1982年法の規定とそれに基づく業務運営規則からは、公共放送各局の番組保存とアーカイブ化(メタデータ整備やデータベース作成など)という、INAの公共的な使命を強化しようとする政府の意図が見える。未放送素材も保存の対象とし、放送局側にはその改変や複製を強く抑制している。法律上、INAには放送後5年経過するまでは著作権の譲渡はないものの、業務運営規則では、公共放送はINAに対して非営利目的での利用を許諾しているため、INAにとっては提供可能なアーカイブはさらに増えることになる。遺産としてアーカイブを保存する公共性、商品としてアーカイブを販売する商業性を両立させるための制度設計となっている。

しかし、この変更は、公共放送各局に、INAに対する不満の種をまき、ここから大きな混乱が生じ、激しい“綱引き”に発展してゆく。

1986年法 民放登場の中での混乱

1986年3月の国民議会総選挙は、保守系政党が連合して左派勢力を制し、当時の共和国

連合(RPR)党首のジャック・シラクが首相となった。シラクは、ミッテラン大統領が1982年法で目指した放送制度改革は民放参入を促すうえで不十分だと批判し、組閣後さっそく放送法を改正、新たに「1986年法¹⁷⁾」を施行した。これにより、国内に続々と商業放送(民放)が誕生し、1987年には公共放送であったTF 1も民営化した。ミッテランが掲げたコミュニケーションの自由は、皮肉にも政敵のシラクによって完成したのである。

1986年法は、INAと公共放送各局の番組の権利のルールをまたしても変更した(文末別表参照)。

【責務】(変更なし)

- * (必須業務) 公共放送各社のアーカイブの保存と利用
- * 職員研修, 制作, 研究

【公共放送番組アーカイブの権利の帰属】

- * 放送日から3年経過した公共放送の番組は、INAに著作権を譲渡(5年から3年に短縮)
- * ただし、フィクション作品は除く
- * INAは、公共法人、民間法人問わず契約を締結することで、アーカイブの保存と利用が可能

【財源】

- * 受信料の配分
- * 公共放送各局との契約による「分担金」
- * 映像販売や役務提供での収入

公共放送の番組の著作権がINAに譲渡されるのは放送後3年に短縮された一方で、販売には最適なドラマなどのフィクション作品がその対象から除外されたことは、INAにとって大きな痛手である。

これは、INAに対して不満を募らせていたほかの公共放送との“綱引き”による変更であった。1982年法以来、受信料収入を得るようになったにもかかわらず、相変わらず公共放送各局はアーカイブ化などの任務への対価として、定額負担金をINAに毎年支払わなければならなかった。そこで、この法改正によってフィクション作品の権利譲渡を止めることに加えて、定額の負担金ではなく、放送局とINAとの契約による分担金制度に形式を変更することにした。いわばこの4年間でINAが引き寄せた綱を、いくらかでも公共放送の側に戻そうとしたのである。

オーグによれば、それまでは約70%の予算が公的資金から直接・間接に確保されていたINAだが、1986年には公的資金が約25%に減少したという。そのうえで放送界の中で「自らの位置を確立しなければならなくなった」のである¹⁸⁾。

商業放送が誕生間もないころは、「放送枠を埋めるために」アーカイブに大きく依存することになり、INAの収益は一時的には増加した。しかし、番組制作能力を高めるにつれて需要は減少した。“綱引き”で劣勢となったINAは、アーカイブの販売などでの収益活動に傾注するようになる。そのため、保存などのアーカイブ化、研究や人材育成といった公共的な活動がおろそかになってゆく¹⁹⁾。

しかし、視聴覚アーカイブの保存と継承という公共的使命はむしろ強化されたことが、法改正によって変更された公共放送の業務運営規則を見るとわかる。

1987年業務運営規則 (A 2²⁰⁾, 略記)

- A 2の視聴覚アーカイブのINAへの寄託の対象は、A 2が放送したもので、権利のすべてを同社が保有しているか、全制作費の3分の2以上を拠出して同社が共同制作した、フィクションを含む視聴覚作品および文書とする。A 2はこの寄託を実施するように、または実施せしめるように努める。
- A 2は、所有権(著作権)がINAに譲渡される番組の制作記録および管理・営業資料を、INAが所有者になる期限ごとにINAに寄託する。(第45条)

規則には、フィクション作品や番組制作に関係する資料などの文書アーカイブを含めて、INAに寄託する(預ける)と明記されている。

こうして、商業的な活動、公共的使命という二面性は、年々INAの首を絞めてゆく。

1-3 1992年 法定納入制度の改正・INAの新たな使命と混乱

ミッテランには、視聴覚コミュニケーションの自由の実現とは別に、大統領として成し遂げたい政策があった。パリを大改造し、文化の都としての存在感を取り戻すための巨大な公共事業「グラン・プロジェクト」である。ルーブル美術館の大規模リニューアル、オルセー美術館の創設などとともに、自らの名を冠する新たな国立図書館「BnF」(ミッテラン館)の建設を推進した。

ミッテランが望んだのは、「まったく新しいタイプ」の図書館であった。コレクションは、従来の書籍などだけでなく、現代文化を象徴する映画やテレビをはじめとした視聴覚資料が含まれ、存分に閲覧できる機能を有することが至上

命題となった。

1992年に「法定納入制度」が改正され、従来の書籍や映画などに加えて、放送番組が納入対象となり、あわせて放送法（1986年法）も改正された（文末別表参照）。INAは視聴覚アーカイブの受け入れ機関としての義務を負い、放送局は納入する義務を負うこととなった²¹⁾。

なお、法定納入されたアーカイブの研究目的での閲覧サービスを担うInathèque（前編参照）が1995年に開設したが、実はしばらくの間、法的に「グレー」な状態で運営されていた。この段階では、放送番組に関与する著作者や実演家の許諾を不要とする法的根拠はなかったのである。許諾なく利用できる法整備²²⁾がなされたのは、11年後の2006年のことである。ただし、権利者から異議が唱えられたことも特段なかったという²³⁾。

テレビ・ラジオの視聴覚作品が法定納入対象となった要因として、文化大国再建というミッテランの理念のほかにも、時代のさまざまな要請が考えられる。

続々と開局し、放送される番組数が激増する商業放送は、当初INAに寄託する放送法上の義務もないため、民放のアーカイブの行き場がなく、散逸の危惧があった。元Inathèque責任者のジャン＝ミシェル・ロードの言葉を借りれば「本に例えると、自分の持っている書籍をなくしたときに、最後に駆け込むことができる場所²⁴⁾」が求められていたのである。

そして、西兼志（2009年）²⁵⁾が指摘するように、テレビ放送開始から30年を経過した80年代以降、アーカイブ映像を用いて、過去を取り上げる番組が続々と登場し、一般の人々のアーカイブに対する価値観が変化し、テレビ・ラジオを「国家遺産」「国民共有の歴史資料」と認

識するようになった時代状況も大きな要因と考えられる。たしかに、日本でもNHKスペシャル『映像の世紀』が放送された1995年ごろに、アーカイブの貴重性への理解が広がったといわれる。ただし、Inathèqueのような公開はなされていない。

いずれにせよ、アーカイブの商業的運用による収益確保に奔走していたINAは、時代の要請に後押しされ、法定納入と研究のためのアーカイブの閲覧を可能とする公共的使命を背負う国家機関として、存在感を飛躍的に高めることになった。

だがその結果、INAの公共的で商業的という組織の運営は困難さを増してゆく。法定納入の視聴覚アーカイブは営利対象外であり、Inathèqueの体制整備と予算確保のため、INAは公共放送各局からの分担金などの公的資金への依存を高めてゆくのである²⁶⁾。

1-4 会計検査院の厳しい指摘

ここに、フランスの会計検査院が1991年から98年までのINAの活動や財務状況を監査し、2000年にその結果をまとめた報告書がある。冒頭から、INAが組織としてきわめて危機的な状況にあったことが強調されている。

「年とともに、INAに与えられた産業的・商業的性格（立場）と、義務的な分担金を主な財源とする、組織の実際の資金調達が見合わない事態が起こるようになった。さらには、主たる業務であるアーカイブ化事業も、組織の性質に適応しなくなってきた。（中略）この危機は単に技術面だけでなく、財政面、組織運営に関わるもので、今やその事業の中核にも危機が迫っている²⁷⁾」

会計検査院は、INAの危機の主要因とし

て、監督機関(当時の独立行政機関CSAを指すと思われる)の、INAに示す不明確な事業方針、運営費のずさんな管理とともに、「財源が基本的に公的資金で構成されているにもかかわらず、副次的であるはずの営利活動に注力していること」を指摘した。

財源問題については、アーカイブ化とIna thèqueによる法定納入と研究目的閲覧という公共的な活動と、映像販売などの商業的な活動に分けて分析している。そして、「絶対的」な使命であるはずの公共的な活動は支出が少なく活発さに欠けること、販売等は収益性が低いうえに財源不足を分担金に依存していることなど問題視した。

収益性が低い主な理由として以下の2点があげられた。

- ▶ 競合する映像・音声素材(フッテージ)の事業者が短い納期と低コストでの提供を実現していることに比べ、INAのサービスは購入者たちを満足させるものではない
- ▶ 権利問題が複雑なため、保有する豊富なアーカイブを生かしきれていない

サービスの悪さ(遅さ)は、他社のデジタル化が進む中、INAがまだアナログ技術中心の運営であることに起因していた。また、権利問題は第2章で詳述するが、放送番組に関与する著作者や実演家などから許諾を得る作業に多大なコストがかかることがネックになっていた。商業性を確保するためには、この2点の問題解決が必須であった。

さらに、会計検査院の監査の最終年となる1998年、INAの財務状況をいっそう厳しくする問題が起きた。公共放送2社が、INAに対してアーカイブ化の委託などの契約破棄を通告

し、一方的に分担金の支払い額を減額したのである。公共放送各社はINAから「3重の制約」を課された状況だと、会計検査院は分析した。すなわち、

- ▶ アーカイブ化の委託が義務化しており、INAが一律に規定した額の分担金を支払わされ、INAの売上高も保証しなければならない
- ▶ 放送から3年後に著作権を譲渡しなければならない
- ▶ 番組制作費用をすべて負担したにもかかわらず、その販売収益を失う
- ▶ INAに委託したあげくに、何の見返りもなく、自分たちのアーカイブを競合する商業放送各局に販売・譲渡される

会計検査院は、「公共」「商業」の両面でアーカイブを扱う使命のどちらも果たせず、むしろ課題が山積するINAを「公共放送に限っても、視聴覚放送事業者のアーカイブ化の全体を担う組織とはいえない」と酷評した。そのうえで、デジタル化が進む時代に生き残るために、今一度、再生のための努力を求めている。

「INAは、新たなアイデンティティーを見出す必要がある。創設から25年で培った、その資質を生かして、非の打ち所がない水準の能力に到達し、効率性を示す必要がある」

1-5 使命の再定義 2000年の放送法改正

このようなINAの苦境は、1995年に就任したシラク大統領のもとで行われた2000年の放送法改正によって本格的に救済が図られることになる。

なお、2000年法改正の最も重要な点は、公共放送の再統合である。政府出資の持ち株会社France Télévisionsが設立され、公共放送各局がその子会社とされたのである。1986年

法では首相として民間の放送への本格参入を実現させたシラクは、大統領として公共放送の管理強化を推進してゆく。

2000年法でのINAの規定については、組織の責務が再定義され、公共放送各局との視聴覚アーカイブの権利関係についても大幅な見直しが行われた(文末別表参照)。

【責務】

* (必須業務) 視聴覚の国家遺産の保存と有効活用

* 番組制作, 研究

* 視聴覚分野の教育, 生涯教育, そのほか, あらゆる形の教育への貢献

【公共放送番組アーカイブの権利の帰属】

* 放送日から1年経過した番組の「抜粋」の使用権をINAが得る

* 1997年以前に制作された番組の「全編」の使用権をINAが保有

* INAは、いかなる法人とも契約を締結することで、アーカイブの保存と利用が可能

【財源】

* 受信料の配分

* 公共放送各局との契約による「分担金」

* 映像販売や役務提供での収入

注目すべきは、保存・活用する対象が、「公共放送番組のアーカイブ」から「国家遺産」に変更する形で、INAの使命が再定義されたことである。視聴覚アーカイブの法定納入の受け入れと公開は「放送」の枠を超えて、国を代表する保存・活用の機関という、より高次の公共性を担うことが明示された。

一方、INAが視聴覚アーカイブを利活用できる権利の幅は大きく後退した。1997年以前

に制作された公共放送の番組は全編の利用が可能だが、それ以降に放送されたものは抜粋(一部分)の利用だけが与えられ、著作権は譲渡されない。INAへの反発を強めていた公共放送(法施行後はFrance Télévisions)のアーカイブの利活用可能な範囲が拡大した。

映像の著作権に関して、2000年法以降、INAは「抜粋」の使用権しか認められなくなり、メリットが減った。しかし、同法でも放送各社や企業との契約で使用権の買収(著作権の取得)ができる、つまり商業的に運用できることが強調されている。これに沿って、翌2001年、INAはFrance Télévisionsと使用権も含めた相互協定を結んだ。その成果を、INA法務部のジャン＝フランシス・デバルノ部長は次のように語る。

「私たちに明示的に委任された番組は全編を利用できます。France Télévisionsが特定の番組について私たちに完全な利用権限を与えることを妨げるものは何もありません」

双方が合意した番組は譲渡を受け、INAが自由に利用できるようになった。その後2004年には、RF(ラジオフランス)とも相互契約を締結した。視聴覚アーカイブの権利の帰属はおおよそ整理され、かつて“綱引き”をし合っていた公共放送との関係は改善されたのである。

なお、前編で伝えたように、その後SNSが普及した現在では、INAは「記憶の強化」を方針に掲げて再編集を施した多彩なコンテンツを続々と発信する中で、番組全編よりも抜粋の使用頻度が高まっている。映像販売についても、デバルノ部長によれば、売り上げのうち80%以上が「抜粋」の利用によるものだという。

2000年法は、アーカイブ映像の著作権の保

有という意味ではINAにとって後退であったが、思いのほかダメージにはなっていないのである。

1-6 「目標手段契約 (COM)」の締結 予算と責任の明確化

もう1つ、2000年法での放送政策の大きな変更があった。「目標手段契約 (COM)」の導入である。COMは、公共放送各局と政府が契約を結び、局ごとに3～5年の事業運営計画(目標)を定め、政府が1年単位で予算(受信料の振り分け)の伸び率などを設定するものだ。

INAは他局に先駆けて2003年までのCOMを政府と締結した。「新たなデジタル環境における視聴覚的資産専門のヨーロッパ第一の機関²⁸⁾」という目的に責任を担うことになった。主な目的として掲げられたのは、アーカイブのデジタル化の推進と視聴覚遺産の普及、そして適正な販売価格設定であった。当時のINA会長であるオーグは、COMの締結によって「INAはその歴史において初めて、個々の責務に対して詳細な配分が定められた予算を4年にわたって手にすることになった」と述懐している²⁹⁾。

複数年の予算が保証され、戦略的な目標を設定できるようになった。アーカイブのデジタル化計画 (PSN) を推進し、利便性を向上させた。法定納入の分野は安定し、2000年代前半には保存されるアーカイブは飛躍的に拡大³⁰⁾した。またデジタル化は、出庫の早さと低コストを実現させ、映像販売収入も増加した。2000年度の財務状況は改善し、自主財源も日本円にして約5,000万円増加している³¹⁾。

次なる課題は、会計検査院に「豊富なアーカイブを生かしきれていない」と指摘された要因となっている権利処理問題をどう解決するか、

番組に参与した著作者や実演家とその権利継承者の権利処理の円滑化であった。この課題解決のために、政府はさらなる法改正を断行するのである。

1-7 小括

本章では創設から四半世紀の、放送法と放送政策の変遷の中で、INAがその責務、使命を確立するまでを見てきた。それは、視聴覚アーカイブの公共的・商業的側面をどう両立させるか、そして、もとは同じ組織だった公共放送各局との“綱引き”の関係をどう整理し対等なものにするかの過程であった。

急ごしらえで曖昧な創設から、「自由」を目指したミッテランの時代を経て、国家の放送政策はたびたび変更された。それによって、INAが公共性と商業性を自力で両立させることの限界をあらわにした。その結果、国家が介入して、使命と財源に道筋をつけることになった。

日本と比較し、放送法が規定する組織でありながら国家の介入の度合いは格段に大きい。その是非は後述するが、INAが、公・商ともに兼ね備えた機関として確かな足場を築いた過程は、日本の放送局が、保有するアーカイブを公共的、商業的に利活用するための制度上の仕分けを考えるうえで、示唆に富んでいる。

第2章 “公正なバランス”を求めて INAと著作者・実演家

本章では、著作者や実演家といった権利者と、アーカイブの利用者の、権利と利益の「公正なバランス」をどう両立させるかという視点から、INAのケースを論究する。インターネットが急速に広まった20世紀末以降の世界は、視

聴覚アーカイブに限らず、あらゆる場面で権利者とのルールの再構築という問題に直面している。INAの課題解決の背景として、まずは、2000年前後の状況を概観する。

2-1 2001年のEU指令 インターネット時代の「公正なバランス」

世界190か国以上が加盟するWIPO（世界的著作権機関）は、1996年、インターネット時代に対応するため、著作権、そして実演などの著作権隣接権それぞれに関する新たな条約を採択した³²⁾。

これを受けてEUは2001年、WIPOの条約に沿う内容の「EU情報社会指令³³⁾」を加盟国に向けて公布した。指令の前文で「**権利者と利用者の権利と利益の公正なバランスが保たれなければならない³⁴⁾**」との目的を掲げ、これまでどおり権利者の許諾権は認めつつ、その権利を例外的に制限し、許諾不要で自由に利用できる規定（以下、「権利制限規定」）を数多く設けた。例えば、非営利での教育や学術研究のために著作物をインターネット配信する場合は権利処理が不要となる規定などがある。権利制限規定には、許諾は不要だが報酬は支払う、権利者に「報酬請求権」だけを付与するケースもある。「公正なバランス」をいかに保つかは、EUはもちろん、世界の立法者の命題となってゆく。

ただし、EU情報社会指令には、“INAのような機関がアーカイブを利用する際は権利制限する”といった規定は存在しない。そして、実演家のパフォーマンスを記録した映像・音声の利用は、指令で実演家の「許諾または禁止する独占権」が認められている。これが、のちにINAと実演家側との間で大きな争点となる。

2-2 Googleの脅威と権利者不明問題

この間、インターネット社会をリードするGoogleが、著作権制度の常識を揺さぶりながら、欧州にとっても脅威となってゆく。

2004年、Googleは、複数の図書館と合意のうで蔵書を大量にデジタル化し、書籍の一部閲覧、さらには著作権保護期間が満了した書籍の全文閲覧を可能にする「Googleブックス³⁵⁾」を開設した。無断で作品を配信されたとして全米作家組合らが提訴したが、アメリカ法が認める一定の条件を満たした場合の公正な利用「フェアユース³⁶⁾」にあたるとして、Googleが勝訴した。事前許諾が原則の著作物利用のあり方、そして、これまで公共の担い手のはずだった図書館など公共文化施設の存在意義を問い直させる事件となった。

文化大国・フランスで、これに強い危機感をあらわにしたのが国立図書館の館長のジャン＝ノエル・ジャンヌネである。彼は、ルモンド紙に「Googleが欧州に挑むとき³⁷⁾」のタイトルで寄稿し、次のように訴えた。

「将来の世代が世界に対して持つであろう思考を決めるうえで、アメリカが圧倒的な支配力を持つ危険が顕在化しつつある。（中略）私たち（引用者注：国立図書館）の年間支出は、Googleが発表した額の1,000分の1にすぎない。戦いはあまりにも不平等だ。異なる政策が必要だ。そしてそれは、欧州の規模でしか実現できない。欧州が単なる市場ではなく、輝く文化の中心地となり、世界に比類なき政治的影響力を持つことを決意するのだ」

ジャンヌネの訴えからほどなくして、欧州各国の文化遺産（書籍等だけでなく、画像や映像も含むアーカイブ）をオンラインで連携させる

という壮大なデジタル図書館計画に発展する。これが、2008年に正式公開する「Europeana (ヨーロッパアナ)³⁸⁾」へとつながってゆく³⁹⁾。

しかし、計画の過程で大きな問題が浮上した。欧州の大半の国はアメリカのようなフェアユースを採用せず、権利者の許諾権を尊重する原則を守っているため、特に古いアーカイブで著作権保護期間が満了していない作品は、権利者が見つからない、亡くなった場合は権利継承者がわからない、といった「権利者不明問題」に突き当たるのである。文化的価値の高い作品でも、許諾が得られないために“死蔵”される状況の打開が急務となっていた。

2-3 INAと著作権管理団体契約 残された課題

欧州を悩ます権利者不明問題は、INAにとっても長年の懸案であった。前出のINA法務部、デバルノ部長は、2009年に発表した論考で次のように述べている。

「60年以上のテレビ番組に相当する視聴覚アーカイブの量と古さを考えると、INAは、明らかに権利者不明の視聴覚著作物の問題に直面している⁴⁰⁾」

ここで少し時間をさかのぼる。デバルノ部長らはまず、権利者不明問題に対処し、権利処理コストを低減させるため、国内の著作権管理団体⁴¹⁾との交渉に取り組んだ。そして1997年、包括許諾契約を締結した。

前章(1-3, p72)で言及した、Inathèqueに法定納入されたアーカイブの研究目的での閲覧を権利制限する国内法の規定がなく、法的に「グレー」な状況を回避する必要があった。そのため、主要な著作権管理団体である、SACEMが所属するSDRM(作詞・作曲家など

の著作権を管理)、SACD(ドラマの脚本家、作家など)、SCAM(ジャーナリスト、写真家など)との包括利用契約を締結し、これらの団体のいずれかに加盟する著作権者への個別の許諾を不要とした。

またこの契約は、INAによる映像販売や番組制作のためのアーカイブの利用を包括的に許諾する内容であった。INAは収益の一定割合を報酬として団体側に一括払いし、団体側は加盟する権利者に報酬を分配する。団体との契約交渉はその後も継続し、2000年にはオンライン配信、2005年にはVODサービスの許諾も含めるなど、INAが利用を拡大するたびに改定を行っている。

協議の過程で、INAは権利者不明問題に関する有利な条件を得た。所在不明であっても、団体加盟の権利者であれば、仮にINAのアーカイブ利用後にその人物が現れたとしても、団体側が責任を負うことにしたのである。団体は、INAから受け取る報酬のうち、所在不明の権利者への分配予定額を専用の口座に5年間保管して連絡を待つこととした。

契約の相手方、団体を代表するSACEMのカトリーヌ・ボナン法務局長、ディディエ・アントワン視聴覚作品担当局長に、INAとの契約、そして権利者不明問題に備えたルールについての所感を聞いた。

アントワン氏:「INAの発信拡大を私たちは望んでいます。私たちの音楽が広まり、現在ではあまり聴かれない楽曲が復活することは、当然興味深いことだし、著作者にも非常に望ましいことです。昔は有名でも人気落ちた者もいます。アーカイブで発信され、作品がよみがえり、彼らに報酬をもたらすのですから」



SACEM

カトリーヌ・ボナン氏

ディディエ・アントワン氏

photo by Jean-Baptiste Millot

ボナン氏：「フランスの法律では、相手が受け取りにこない報酬は5年間確保しておくことと法で義務づけられています。5年の時効を過ぎれば報酬は請求できなくなります。なぜなら、権利者は自らの作品が活用されていることを知るべきで、われわれに連絡すべきだからです」

5年の時効とはフランスの民法で定めた一般債権の訴権⁴²⁾のことで、著作権法には規定がない。こうして権利者不明問題に対応したが、解決したのは団体に加盟する権利者に限った話であり、なお2つの問題が残っていた。

1つは、団体に加盟しない権利者、いわゆ

る「アウトサイダー」の問題だ(図1)。団体としては非加盟者まで責任を負う義務はないため、INAは許諾を得るため独自に探索する必要があり、実はこの問題は今も残置されたままである。もっとも、INAのデバルノ部長、SACEMのポナン局長とともに、アウトサイダーの著作権者は、「ごく限定的」な問題だと言い、不安の度合いは高くはないようである。

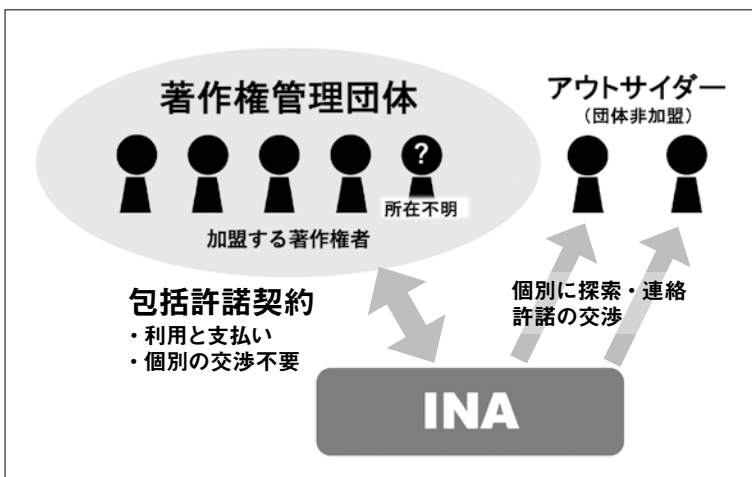
もう1つの、最も悩ましい課題が、著作隣接権を保有する実演家の権利処理であった。ドラマや音楽番組に限らず、放送には実に多くの実演家が関与する。年月の経過に伴い、所在不明者の数も膨大になる。そのうえ、実演家の権利を管理する団体は、前述のSACEMのような主要団体ほど加盟率は高くはなく、アウトサイダーも多いと考えられるからであった。

2-4 DADVSI と推定許諾

2006年、新しい著作権法である通称「DADVSI⁴³⁾」が成立した。EU情報社会指令を国内法化したこの新法は、パソコン端末間で直接通信するP2Pの仕組みを使って無許諾で著作物をダウンロードする行為に罰金刑を科す規定などが注目された。

その一方で、INAの懸案だった実演家の権利処理問題を一気に解消する条項も盛り込まれていた。それは、事実上、INAがアーカイブに出演した実演家やその権利継承者の権利処理をせずにアーカイブ利用ができる趣旨を、新たに放送法に追記するよう定めたのである。DADVSIに

図1 著作権管理団体とアウトサイダー



よって放送法には、以下の下線部分が追記された。

**2006年改正1986年法(追記部分(下線)のみ)
(49条II)**

国立視聴覚研究所は、著作権保有者の著作
者人格権ならびに著作財産権、あるいは著
作隣接権とその相続人の隣接権の尊重のもと
に本項に言及される使用権を行使する。しか
しながら、知的所有権法典 L.212-3条および
L.212-4条の免除によって、本項が言及する
アーカイブのアーティスト・演者の実演の利用
条件および利用に伴って発生する報酬につい
ては、アーティスト・演者自身、あるいは、アー
ティスト・演者を代表する従業員団体と研究
所の間で締結される合意によって定められる。
同合意には、特に、報酬基準表と報酬の支
払い方法を明記しなければならない。

著作隣接権(実演家の権利)は尊重される。
しかし、「知的所有権法典L.212-3条および
L.212-4条の免除」がなされる。何が「免除」
されるのか。知的所有権法典(著作権法)の
該当条文の要旨は、以下のような内容である。

**L.212-3条 実演を収録や公表(利用)するに
は、実演家の書面による許諾が必要。許諾が
もたらす報酬は労働法典の規定どおりとする。**

**L.212-4条 視聴覚作品の製作契約の締結は、
収録、複製、公表(利用)への許諾を意味す
る。報酬は、その利用方法ごとに個別に設定さ
れる。**

放送番組を例にすると、「放送のために収録
し、放送や配信するためには、実演家の書面
による許諾が必要で、番組プロデューサーと実演

家とて結ぶ契約書がそれに相当する。報酬は、
労働法の規定に従って、利用のたびに支払う」
ということになる。この規定を、INAに対して
のみ「免除」する制度が、新たに放送法に盛り
込まれたのである。

INAは、知的所有権法典L.212-3条とL.212-4
条を「免除」されない限り、実演家か権利継承
者を探すか、出演当時の契約書を入手し、将
来のアーカイブ利用をあらかじめ許諾していた
ことを証明しなければならない。これは現実
的に無理な話だ。そのため、この免除制度は
INAにとってきわめて好都合なものである。

条件としてINAに求められるのは、実演家
自身か、実演家を代表する従業員団体(以下
「労働組合」と協定を締結し、支払う予定の報
酬とその支払い方法を明示することだ。ただし
留意すべきは、労働組合がINAと交渉できる
のは「**実演の利用条件および利用に伴って発生
する報酬**」についてであり、アーカイブの利用
を許諾、または禁止する権限は組合自体にはな
いことである。前述したSACEMなどの著作権
管理団体が、権利者から著作権の譲渡や委任
を受けて、許諾権も行使できる立場でINAと
の交渉に臨むのとは大きく異なる。

さらにこの制度はINAに対してより大きなメ
リットをもたらす。SACEMなどとの協定からは
除外されてしまう「アウトサイダー」の問題が発
生しないことである。業界を「代表」する組合
でありさえすれば、その組合に実演家が加盟し
ていなくても、その実演家が出演するアーカイ
ブをINAは利用できる。

DADVSIは、法案に反対する国会議員たち
が違憲性を指摘し、憲法院(憲法裁判所)に審
査を申し立てた。INAの免除制度を違憲だとす
る理由には、以下の3点があげられた⁴⁴⁾。

- ① 実演の利用条件を認可、禁止、規定する権限を組合に与えることは、実演家の財産権を侵害する。これを正当化する公益は存在しない
- ② INAにだけ免除制度を適用しており、同様に公益的な目的を有する図書館などを不当に差別している
- ③ アーカイブ利用に対して実演家の「許諾または禁止する独占権」を認めるEU情報社会指令に違反している

憲法院はこれらの主張を退け、INAの免除制度の合憲性を認める決定をした。

①に対しては、「公平な報酬と引き換えにアーカイブ利用の条件を定めた協定をINAと締結することで、平等原則、実演家の知的財産権(著作隣接権)、憲法第34条(に記載の財産権)を侵害するものではない」。すなわち、憲法の観点からはINAと組合の協定で定めた報酬が、(貢献の度合いや、ほかの実演家と比較して)妥当であれば権利侵害にはならない、とした。

②に対しては、「国の視聴覚遺産の保存と活用に対する公共の利益に鑑み、議会が、INAの利益のために実演を利用できる特別な制度を規定」したものだとし、INAの責務の高い公共性を認めたとうえで、ほかの機関とは一線を画する、とした。

③に対しては、「指令を移管することを意図したものではない」とだけ示し、明言を避けた。

憲法院の審査対象はあくまで違憲か合憲かであり、著作権法やEU指令との整合性の是非には深入りしなかった。

一方、同時期の政府見解⁴⁵⁾では、免除制度には、実演家を不利にしないための仕組みがあると述べられている。

「実演家自身が、利用条件や報酬について、INAと直接契約し個別に交渉できる可能性を明確に留保している。組合と締結された契約の効力は、実演家が反対の意思を表明していない場合にのみ認められる」

つまり、INAによるアーカイブ利用を望まない実演家は、INAとの契約交渉で自らの意思を表明し、オプトアウト(離脱)できるというのである。

また、2-1(p76)で述べたように、EU情報社会指令では実演家の許諾権を認め、かつ、免除制度のようなものは権利制限規定には設けていない。免除制度がフランス法での権利制限の規定だとすれば、EUの指令に反することになるが、この整合性については、

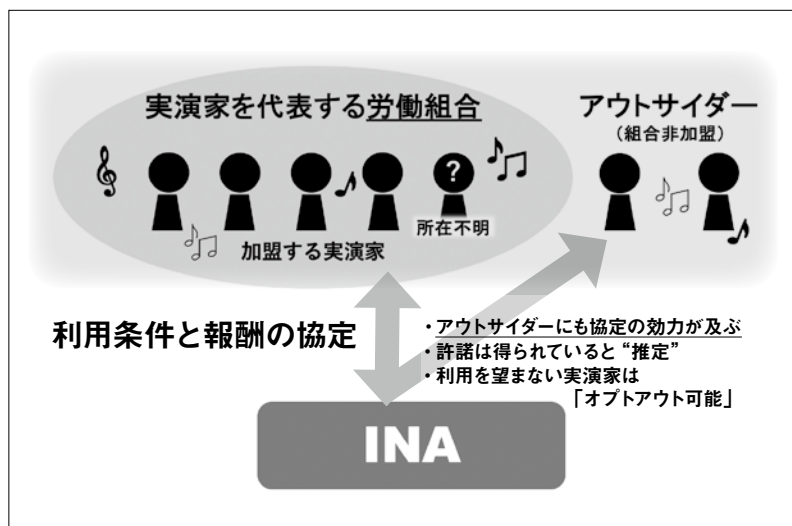
- EU情報社会指令が設ける権利制限規定は、「権利者の許諾と報酬の両方の無効化」を可能にしている
- これに対して免除制度は、許諾と報酬を無効化しているのではなく、特定の場合に、実演の利用の許諾が得られたとみなすこと、報酬の条件の決定を可能にする規則を定めたものである

としている。そもそも免除制度は、許諾を不要とする(無効化する)権利制限規定ではなく、許諾権を尊重していると強調する。そのうえで、許諾が得られたと“みなす”，すなわち「許諾推定」の規定である、という解釈を示した。

いったん、免除制度についてまとめると以下のようなになる(図2)。

INAがアーカイブ利用を望むとき、INAは、実演家が放送番組の出演時の契約で将来の利用も許諾していたことを証明する義務を免除され、許諾は得られていると推定する。利用条件と報酬は、実演家を代表する労働組合とINA

図2 INAのための「許諾推定」の免除制度



場所を特定するのが難しいことでした。この制度では、実演をどのような形で利用することができるというものです。注意してほしいのは、INAは実演家の許諾権、または拒否権を完全に守っているということです。決して、実演家の許諾権を制限して利益を得ているわけではありません。他方、INAは実演家との関係において許諾推定の部分だ

が締結した協定によって決定され、その効力は組合に加盟していないアウトサイダーの実演家にも及ぶ。ただし実演家は、利用条件や報酬について、INAと個別に交渉して変更ができるうえ、不服があればオプトアウト（離脱）して、INAの利用を止めることができるとしている。

きわめて複雑であるため、誤解を生みやすい仕組みだといえよう。

2-5 専門家たちの見解

この複雑な免除制度について、当事者であるINAや、関係者、そしてフランスの法律家たちはどうとらえているか。



INA
J・F・デバルノ氏

まずは、前出のINA法務部デバルノ部長の見解を紹介する。

デバルノ氏：「私たちが実演家に対して抱えていた困難は、常に実演家の身元を判明し、居

け免除制度の恩恵を受けているのです」

INAが免除制度の受益者であることに疑いがないとして、では、実演家の側はどうか。ミュージシャンなど、実演家の権利（著作権隣接権）の管理団体、SPEDIDAMの法務部のブノワ・ガロパン部長に話を聞いた。後述するが、INAとSPEDIDAMは、この制度の是非をめぐって、長い法廷闘争をすることになる。



SPEDIDAM
ブノワ・ガロパン氏

ガロパン氏：「2006年以前、実演家の許諾の発行や報酬の支払いを担当していたのはSPEDIDAMでした。しかし制度導入後、INAとは契約交渉をしていません。

報酬は、INAと労働組合の集団協定で決まります。著作権の分野ではSACEMなどの著作権管理団体と直接協定を結んでいますが、実

演家の場合、INAはわれわれと関わりがないのです。当然のことながら、私たちは免除制度に異議を唱えました。この制度は権利の管理団体としてのSPEDIDAMが果たしている役割に害を与えるからです。この制度で得をするのは、結局のところINAだけです。実演家の情報を入手できなくても、その実演家を探す努力もせずに、INAはアーカイブを利活用して収入を得られます。実演家の情報なら、私たちSPEDIDAMが持っているのに、です。この制度には欠陥があります。私たちだけでなく、音楽家たちからも不満の声が上がっています」

法律の専門家はどうか考えているだろう。パリ市内に法律事務所を構える、ティボー・ラシャキンスキー弁護士と、アレキサンドラ・ベンサムン弁護士に聞いた。ラシャキンスキー氏は免除制度の研究論文⁴⁶⁾を発表しており、ベンサムン氏は著作権制度の専門家として、フランスの政府機関などで要職に就いている。



アレキサンドラ・ベンサムン氏(左)、
ティボー・ラシャキンスキー氏(右)

ラシャキンスキー氏：「この制度がINAに好意的であるということは、フランス国家がINAとその公共的使命に特別な関心を抱いているという明確な証しです。これは、ただ単に必要なだったから取り入れられた制度です。著作権者

に関しては問題ないですが、実演家の場合には困難なところがありましたので、立法者がこれを解決できる方法を編み出したのです」

ベンサムン氏：「法原理からすれば、仕組みはINAにとってとても好意的なのは間違いありませんが、少々行きすぎだとみなされるかもしれません。ちなみに、この仕組みはフランス独特であり、欧州レベルでは存在しません。この制度は権利制限規定と同じだと分析する専門家がいます。そして、彼らはあながち間違っていないと思います。しかし、権利制限規定は、欧州立法者の管轄権に属しています。各国の立法者には、欧州の立法者が定めない権利制限を規定することはできないのです」

国家の「特別な関心」と必要性によって、「少々行きすぎ」の制度だが、EU指令にない権利制限規定は設けられないので、その範囲の中でフランスが独自にひねり出した「許諾したと“みなす”ことで権利を尊重する仕組み」だといふのである。権利と利用の「公正なバランス」を保つ観点に適合するのかが、司法の専門家でも見解が分かれているようである。

この制度が導入された2006年、INAはアーカイブ配信サイト「ina.fr」を開設し、一般提供を開始した。デジタル化を進めてきたINAは、インターネットでのアーカイブ発信を一気に加速させてゆく。

2-6 免除制度をめぐる 実演家側との法廷闘争

立法時の異論を退けて施行された「許諾推定による免除制度」をめぐる、議論が再び白熱し出したのは、2009年のことだった。

この年、ジャズドラマーのケニー・クラーク（1985年没）の権利継承者は、生前のケニーの演奏が放送された番組⁴⁷⁾を、INAがオンライン販売していることを知った。INAからの許諾を求める連絡も受けていない権利継承者は、知的所有権法典に反する権利侵害を主張し、補償を求めて提訴した⁴⁸⁾。10年を超える法廷闘争には、SPEDIDAMも参加した。

ガロパン氏：「問題は、この免除制度によって、商用も含めてアーカイブを利活用するために、実演家から書面による許諾を得たことをINAが証明する必要がなくなったことです。この制度に賛成できない私たちは、実演家に同行して訴訟を起こしました」

一審・二審はいずれも原告・権利継承者の主張を支持し、INAは敗訴した。二審のパリ高裁（控訴院）判決では、免除制度は、実演家が実演の「最初の用途」（初回放送時に契約した利用）を許諾したことを証明する義務はINAにあり、それまでも“免除”されるものではないと判示している⁴⁹⁾。これに不服のINAは、最高裁（破棄院）に上告した。

実演家の許諾を証明する主体は、INAか実演家かが焦点となった。

2015年の最高裁判決は、免除制度の条件は、INAが「最初の許諾」を証明することではない旨の判決を下し、高裁判決を差し戻した。

2017年、差し戻し審のベルサイユ高裁判決は、免除制度とは、実演家が事前の許諾を与えたことの推定をINAのために与えているもので、すでにINAと実演家を代表する組合との間で協定が締結されているため、（組合に加盟しているか否かに関係なく）ケニーの許諾は

あったと推定できるとの判断を示し、INAを支持した⁵⁰⁾。むろん、実演者側は上告した。

そして最高裁は2018年、もう1つの論点である、**免除制度はEU情報社会指令に適合しているのか**を問うため、欧州司法裁判所の判断を求めることにした。

争いは欧州全体に及ぶこととなった。もし、欧州司法裁判所が、EU情報社会指令とフランスの免除制度の整合性を否定すれば、INAが順調に進めてきたアーカイブの多様な展開は一気に止まることになる。

欧州司法裁判所の決定は、2019年11月14日に下された。INAのための免除制度を認めるものであった。そして、この決定を受けた翌2020年、フランス最高裁も改めてINAを支持する確定判決を下した。こうしてINAは事業縮小の危機から免れたのである。

2-7 EU司法裁判所の判断 「公正なバランス」とは

確定判決に最も大きな影響を与えた欧州司法裁判所の決定はどのようなものだったのか。決定では、インターネット社会への適応を目指すEU情報社会指令の趣旨について、言葉を尽くしている。

以下、決定文の要旨を示しながら順に検討してゆく。

● EU情報社会指令の「公正なバランス」

さまざまな種類の権利者と、（著作物の）利用者との間で、権利と利益の公正なバランスが保たれるようにするべきである。 [中略] (EU) 域内市場の良好な機能を確保するために、（権利制限規定は）加盟国間でより調和するやり方で規定する必要がある⁵¹⁾。

権利と利益の「公正なバランス」を保つという指令の核心である。権利者に許諾を得てから利用するのが原則だが、それでは権利者不明問題などは解消せず、著作物を“死蔵”させることになり、利用者、権利者ともに何の利益ももたらさない。そこで指令は、例外的なケースについて権利制限規定を設けている。その際、EU内の著作物流通に支障をきたさないよう、各国で導入する権利制限規定はできるだけ足並みをそろえることも求めている。

● 実演家の権利

実演家⁵²⁾に保障される権利は、彼らの実演の収録物を複製し、公衆に提供する行為に先立ち、事前の同意を必要とする、防止的な性質のものである。(中略)事前の同意なしに第三者が(著作物を)使用することは、いかなるものであれ、権利者の権利の侵害に相当するとみなされなければならない。(中略)その目標は、実演家が芸術的な創造の営為を継続できるようにするために、その実現の収録の使用に係り適正な報酬を得られるようにすることが必要である(以下略)⁵³⁾。

ここでは実演家の権利の重要性を説く。アーカイブの利用は、実演家に事前の同意(許諾)が必要で、(権利制限規定に該当する利用を除いて)無許諾で利用する行為を排除する。なぜなら、彼らがパフォーマンスを継続するための報酬が不可欠だからであるとの原則を強調した。

● 利用に関する事前の同意(許諾)の解釈

指令の理念を踏まえつつ、決定は今回のINAと実演家の争いに注目する。このケースに

おいて、「公正なバランス」はどのように示されたのだろうか。

指令は、**実演家による事前の同意がどのような形でなされるべきかについては明確にしている。その結果、指令の諸規定は、そうした同意が必ず書面によるか、明示的な形で表明されることを求めるものとは解釈できない。それどころか、暗黙の形で同意を表明することも可能にしている**と考えるべきである。

公共放送による放送を目的とした視聴覚作品の制作に自ら参加し、そうして、その目的のためにその作品の収録場所にいる実演家は、自らのパフォーマンスについて予定されている利用について承知しており(中略)その結果、反対の証拠がない限りは、この実演家は、制作に参加するという事実によって、(中略)収録物の使用を許可したと考えることができる⁵⁴⁾。

EU情報社会指令は同意(許諾)の形式は問うていない。「暗黙の形での同意」の表明も同意したことに含まれてもいいのではないかという見解を示した。さらには、収録に参加した実演家は「予定されている利用について承知して」いるという。たしかに「予定」されている利用(翌週の再放送など)は、収録前の打ち合わせなどでプロデューサーから伝えられ、承知しているだろう。また、たしかにフランス国内での裁判でも「最初の許諾」を証明する主体が争われた。しかし、承知している利用とは「遠い将来、INAという機関がインターネットで配信する」ことまでも含むのだろうか。その点がEU情報社会指令との整合性に疑問が生じるゆえんではないのか。ここに至って、欧州司法裁判所の論理は大きく飛躍したように筆者には感じられる。

そして、反対の証拠、すなわち「許諾していないことの証明」は実演家がしなければならないとの判断を示した。

● INAの許諾推定（免除制度）の認否

この許諾推定は、指令に示すところの、さまざまな種類の権利者の間の権利と利益の公正なバランスを維持することを可能にするものである。（中略）本件の場合、INAは、自らの保存資料について、実演家、またはその権利承継人による書面での許諾や、実演家とプロデューサーの雇用契約を所有していないとしたら、保有する保存資料の一部を使用することが不可能な状態に陥ることになるが、それは、番組制作者や、作品の制作に関与したほかの実演家の利益を損なうことになりかねない。

指令は、放送を目的とした番組の収録に参加した実演家が、そのパフォーマンスの収録および使用を許可したとの反証可能な推定が視聴覚資料の利用の任を負う機関（INA）に対して認められると定める国内法の規定を妨げるものではない⁵⁵⁾。

「暗黙の同意」も許諾したと認められる、許諾の推定に対し、実演家は「許諾していない」と反証することができる（反証可能な許諾推定）という以上、免除制度はEU情報社会指令に適合しないはずはなく、支持された。さらに、1人の実演家の許諾が確認できないためにINAが利用をあきらめたら、ほかの「さまざまな種類の権利者」の利益を損なう。それでは、権利と利益の「公正なバランス」が保てないということだろう。

2-8 なお続く妥当性をめぐる議論

INAのデバルノ法務部長は、自分たちを危機的状況に追い込むかもしれなかった訴訟の結果に満足している。

デバルノ氏：「INAが実演家の許諾を証明する契約を入手したことを証明するのはINAの責任ではなく、自らの実演が収録された時点で、実演家が特定の利用方法を許諾していなかったことを証明（反証）すべきなのは、実演家、またはその権利継承者の責任です。そのことが2019年に欧州司法裁判所によって確認されたのです」

許諾推定の免除制度は、欧州司法裁判所によってEU情報社会指令との適合性も認められた。しかし、関係者の間でも意見は一致しているのだろうか。

まず、実演家本人が過去の契約時における許諾、ないし許諾推定を覆し、オプトアウトすることは実際上、可能なのかという問題がある。デバルノ部長によると、現段階ではINAに対して、実演家から利活用に対する異議や差し止めを求める声は届けられていない。

裁判の結果を見ると、オプトアウトはきわめて困難であり、彼らに与えられているのは、実のところ報酬請求権のみではないだろうか。これらについて、前出のベンサムーン、ラシャキンスキー両弁護士、およびSPEDIDAMのガロパン部長に意見を聞いた。

● 実演家本人の「反証」とオプトアウト

ベンサムーン氏：「実演家は『INAに私のアーカイブを利活用してほしくない』と言う権利があります。この場合は利用が不可能になり、個

別の再交渉につながります。ですから、この制度によって、本当に不当な扱いを受ける者はいないのです」

ラシャキンスキー氏：「反証可能な許諾推定という仕組みは単に“免除”するにすぎません。したがって、抑制的に解釈すべきです。INAが“確かな証拠”を持っている場合は別として、実演家は、INAに『反証』を通知するだけで許諾権を行使できるはずです。実演家は最初の収録段階で“明示的に”許諾を与えていない場合、INAに対して利用を拒否する意思をはっきりと通知すれば、INAは実演家の意思に従う義務があるように思います。ただし、このことに関する判例は私たちが知る限りありませんし、単に法律の分析に基づいた私見です」

ガロパン氏：「もちろん、現在収録に参加する実演家であれば、その際の契約で、“INAのアーカイブ利用を拒否する”，あるいは“許諾は撤回できる”という条項を盛り込む交渉をするのは、理論的に可能です。しかし、1960年代などの、この法制度が存在していなかった時代に出演した実演家が、どのようにしてこの推定を覆すことができるのでしょうか。これがこの制度をより恐ろしいものになっているのです」

理論的にはオプトアウトは可能だが、実際上「反証」ができるかは、制度創設以前のアーカイブに出演した実演家本人の行動にかかっているようだ。そして、実演家本人が亡くなったあとに権利継承者が「反証」しようとする場合、さらに困難になることが予測される。

● 権利継承者の「反証」とオプトアウト

ラシャキンスキー氏：「実演家の死後、明らかに許諾していない場合、権利継承者は、それを主張できると考えられます。しかし実際は、実演家が生前に自らの実演の利活用に対して異議を述べていなければ、許諾がなかったことを権利継承者が証明するのはとても難しいでしょう」

ガロパン氏：「有名なジャズドラマーであるケニー・クラークのアーカイブを、INAが商業利用していたにもかかわらず、権利継承者が起こした訴訟で推定を覆せないことが明らかになったのです。ですから、この『反証』とオプトアウトができるということには疑問を感じています。ほかの実演家に関する判例もありますが、残念ながらそのつど、許諾推定を覆すには十分ではないと判断されてしまいました」

2-9 小括

「公正なバランス」のために、遠い将来の利用までも暗黙のうちに許諾している、という判断について、見解は分かれている。「反証」とオプトアウトの現実性についての議論は、なお必要であろうと感じられる。

しかし、決定文にあるように「1人が断った」だけでもアーカイブ利用が止められることは、INAの使命の先にある文化の発展にとって好ましくない。アーカイブ利用による権利侵害の度合い次第ではあるが、この苦しい論理の展開は理解できるものがある。

実際は許諾権のない「報酬請求権付きの権利制限」、あるいは、現在EU域内で導入が進んでいる拡大集中許諾制度(ECL)⁵⁶⁾に近い制度のように思える。EUが指令で認めていな

い権利制限規定を、加盟国であるフランスが独自に導入することはできない。そのため、知恵をしぼって「反証可能な許諾推定」という難解な規定を編み出し、INAの課題解決を図った。欧州司法裁判所は、指令を否定することなく、フランスの状況を考慮した決定をするため、さらに難度の高い論理展開をせざるを得なかった、というのが実情ではないだろうか。

いずれにせよ、少なくとも実演家のオプトアウトがたしかに可能だという仕組みが整っているなら、「公正なバランス」を保つうえでの支障はなくなるだろう。EU情報社会指令では権利制限について、「加盟国間でより調和するやり方で規定する必要がある」と示している。よりよい「公正なバランス」のために、改めてほかの加盟国も交えて、この免除制度を再定義する検討がなされてもよいのではないだろうか。

なお以下は余談になるが、推察するに、免除制度はINAのみに認められるため、ほかの放送局などの映像所有者から見れば、アーカイブ販売のために自社で権利者（特に実演家）を探し、許諾を得て販売するよりも、権利処理コストの低いINAに委託するほうがより効率的に収益を得られる仕組みになっているのではないだろうか。INAだけでなく、映像所有者にとっても、免除制度はメリットをもたらす可能性があるように思える。

ところで、デバルノ部長は現在、著作権制度のさらなる進歩を望んでいる。Inathèqueを利用する研究者たちが、閲覧場所に足を運ばなくても自身のパソコン端末などでアーカイブを閲覧できるようにする「デジタル・ディスタンス」の構想である。

「例えばフランスまで足を運ばない日本の研究者が、移動することなくアクセスしてアーカ

イブを閲覧できる、安全な専用ウェブサイトを設けたいのです。私はこれを『デジタル・ディスタンス』と呼んでいます。今のところ法的枠組みがありません。しかし次のステップとして、デジタルアクセスは可能になっていくでしょう」

第3章 岐路に立つ公共放送 “綱引き”から共創へ

前編で報告したとおり、INAは現在、次々と新たな展開を見せ、「国家遺産のアーカイブ機関」という公共的性格、「映像フッテージの販売事業者」という商業的性格のどちらからでも、世界規模の企業として認知されている。しかし、フランスの公共放送の一員という立場からは決して安心できる状況にいない。世界中の公共放送と同様に、財源確保と存在意義の向上が命題となっている。ここでは、INAとフランス放送界の現況を概観し、公共放送の未来に向けた検討を行う。

3-1 “フランス版 Netflix”の敗北と 受信料廃止

2020年10月にスタートした有料動画配信サービス「Salto」は、France Télévisionsと商業放送TF 1、M 6が異例の協力体制を結び、アメリカの動画配信事業者のNetflixやAmazonなどに国内番組で対抗しようと、“フランス版Netflix”を謳っていた。しかし、共同運営の足並みがそろわず、インターネット接続事業者からも配信拒否を受けるなどして、2年半で閉鎖（2023年3月）した⁵⁷⁾。本家であるNetflixが2014年のフランス市場進出以降、着実に契約者を増やして定着したのとは正反対の結果に終わった。

その間、フランスは受信料(公共放送負担税)制度を廃止した。2022年の大統領選で再選を果たしたエマニュエル・マクロンが、市民の購買力維持のための経済政策の一環として公約に掲げていたため、2024年までの財源は暫定的に付加価値税から拠出されている。TF 1は、France Télévisionsの財源に付加価値税を充てるのはEUの規制する違法な国家補助だとし、欧州委員会に苦情を申し立てている⁵⁸⁾。

フランスで放送政策が迷走するのは毎度のことだが、アメリカ発の動画配信サービスがテレビ画面を席巻する今、事態はいっそう深刻さを増している。

3-2 公共放送改革 連携強化へ

一方、INAは、2023年11月に上院(元老院)が公表した報告書⁵⁹⁾の中で「近年のINAは、編集方針の刷新と新たな利用形態への適応という戦略のもと、公共性の高い文化遺産メディアとしての地位を確固たるものにしてきた。(中略)有償・無償サービスの双方で、紛れもない成功を収めた」と絶賛されている。しかし、報告書は同時に、INAの財政も厳しい状況にあると指摘する。インフレの影響などにより配分される予算が不足し、キャッシュポジション(手元資金)が低下しているのだ。ローラン・ヴァレ会長は2023年のインタビューで、2020～22年の政府とのCOMの軌道修正によって財源が減らされたことに触れ、「公共サービスに効率性を問う権利はあるとしても、より少ない資金でよりよいものを作り続けることはできない⁶⁰⁾」と述べている。

こうした中で公共放送改革の議論が続いている。INAを含む公共放送各局を国が出資する持ち株会社の傘下に統合する案は、ここ数

年、くすぶり続けている。

ただし、仮にINAが持ち株会社の傘下に入ったとしても、かつてのように“綱引き”をしている場合ではない。前述の2020年以降のCOMでは、初めて公共放送全体の変革のための指針として、「情報提供」「地域サービス」「文化創造の中心的役割」「教育や若者へのコンテンツ提供」「海外サービスや欧州の主要課題への注力」という優先項目が定められた。前編(第7章)で報告した社会貢献活動がFrance Télévisionsなどと共同で行われているのはそのためであり、INAと公共放送各局は、地域や教育現場により直接的に届く、新しい公共放送の価値を示そうとしている。“綱引き”の時代が過ぎ去った今、共創するパートナーとなれるかが、問われているのである。

第4章 総括 日本への示唆と考察

本論文でのINAについての報告と分析は以上である。「偶然」に誕生し、蛇行した末に、INAは世界最大規模の視聴覚アーカイブの保存と利活用という公共的な使命と、映像・音声素材(フッテージ)の提供事業者という商業的な役割を両立させる、たぐいまれな機関として確立し発展を続けている。その活動は、フランスの立法者たちが時に強引とさえ思えるルール変更もいとわなかったことで成り立っていることを明らかにした。

フランスと日本を安易に比較することはできない。しかし、2025年の放送開始100年が目前に迫り、蓄積したアーカイブの有効活用がいっそう求められる日本にとっての示唆は多い。前後編を通して得た知見をもとに、課題解決に向けた考察を行う。

● 「放送財」「商業財」「公共財」……

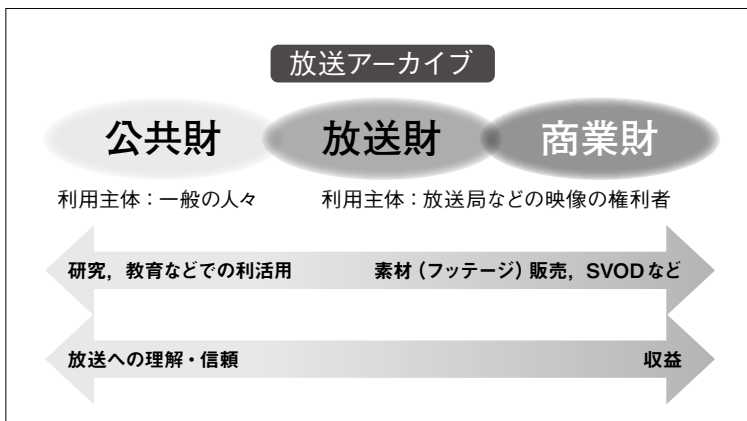
放送アーカイブの3つの側面

INAの歩みと現況から、放送アーカイブに備わる3つの側面を再確認する。1つは、所有者・権利者としての放送局が放送に再利用するための素材、いわば「放送財」の側面。次いで、放送局などが販売するための商品、すなわち「商業財」の側面。そして、社会に還元し、研究や教育をはじめ広く一般の人々が自由に視聴、利活用できる「公共財」の側面である(図3)。

「放送財」「商業財」の場合、放送局は、膨大な映像・音声のうち何を利活用するかを選択権と利益を有する。放送アーカイブをめぐる当事者間の議論がこの2側面、特に「商業財」の側面から語られることが圧倒的に多いゆえんである。

一方、「公共財」の場合、選択権は利用者側に委ねられ、放送局は利益を得られない。ただしここでいう利益とは短期的な収入を指す。だが、「公共財」として社会還元されることで、放送への理解、信頼という長期的利益が獲得できることは、INAの活動が証明している。

図3 放送アーカイブの3つの側面



“フランス版Netflix” Saltoは2年半で撤退したが、放送アーカイブが力を発揮できる場は、アメリカ発の動画配信サービスが席卷する「商業財」の市場だけではない。取り上げるジャンルが幅広く、人々の日常の記憶が詰まった、膨大な蓄積は、動画配信サービスにない「公共財」としての強みがあるはずだ。この点に着目した議論の広がりを求めたい。

● 自主自律と「公共財」の矛盾

では、研究者支援をするInathèqueが原則すべてのアーカイブを公開するような「公共財」としての利活用は、日本でも実現できるのか。フランスは政府が放送界に強い影響力を持ち、INAの活動も政府に支えられながら発展した。一方、日本は放送法に明記される「自律」が放送局の根幹であり、フランスとは仕組みが大きく異なる。

日本では、2012年から15年にかけて、放送番組を国立国会図書館(以下、NDL)が収集(録画)し、研究目的での閲覧を可能にするため、国立国会図書館法を一部改正する案(いわゆる「放送アーカイブ構想」)が、超党派の

国会議員連盟を中心に持ち上がった。しかし、この構想には放送関係者や有識者などからいくつもの不備が指摘された。中でも、NDLが国会議員のための施設という性格を有する以上、放送内容が“事後検閲”される可能性を危惧する声は高く⁶¹⁾、議論は中断したままだ。

公権力による放送への介入を阻止する観点からは、放送

アーカイブは、放送局が「放送財」として守り続けるべきだという考え方に至りやすい。その一方で、各放送局が自力で「公共財」として社会還元するにも利益は望めず、運用コストを考慮すると採算に合わない。結果的には、「商業財」的価値に乏しい数多くの映像・音声は眠ったままとなる。放送開始から100年を迎える今、この悪循環からの脱却が必要である。

そこで注目されるのが、「公共財」としての放送アーカイブの保存と利活用に取り組む「放送番組センター⁶²⁾」(放送ライブラリー)である。放送法⁶³⁾にもその使命と役割が明記され、NHK・民放の番組、CMの収集と保存、公開を行っている。

しかし、保存する放送番組やCMの数はあわせて約4万6,000本であり、放送アーカイブの総数から見ればごくわずかだ。教育機関や地域の図書館などに向けた無償の番組配信事業にも注力しているが、規模は小さい。事業規模は4億円弱、そのうち4割余りがNHKや民放連からの寄付金でまかなわれているため、活動の幅は限定的にならざるを得ない。放送番組センターが、社会の要請に合った、より公的な役割や機能を果たすには、財源のあり方も含めた議論が求められる。しかし、それが放送の自主自律の観点から妥当か否かの検討が必要になる。

●法整備の検討 放送アーカイブの再定義

放送法は、当然ながら“放送はどうあるべきか”を規定するのが主眼で、放送アーカイブは付随的にしか記述がない。放送番組センターの目的も「放送の健全な発達を図ること⁶⁴⁾」であり、やはり“放送”に付随している。初期のINAの立場と重なるものがある。

アーカイブを放送に付随させたままでは、放送以外での利活用で発揮されるアーカイブの価値は見えにくい状態が続く。前編で伝えたINA遺産局のアニエス・マニアンさんの言葉のとおり、「私たちは、保存している遺産の審査員ではない⁶⁵⁾」のだ。放送はどうあるべきか、とは別立てで、“放送アーカイブはどうあるべきか”を定め、それに基づいた法整備が必要となろう。公共財、国民共有の財産として保存と継承の重要性、そして当然ながら、公権力が事後検閲するための「権力財」には決してしない旨を法に明記すべきである。公共財としての放送アーカイブを公的に受け入れる機関として、放送番組センターのあり方についての国民的議論が求められる。

また視野を拡大すれば、放送アーカイブの法整備は、必ずしも放送法の中だけにとどめる必要はないかもしれない。文化芸術やデジタルアーカイブ振興などの課題とも連携した、もっと大きな座組みで検討すべきという考えも成り立つ。より広く「視聴覚アーカイブ」として、放送以外の映像・音声、これに伴う脚本や写真なども含めて、保存と利活用を進めることが必要である。これらの貴重なアーカイブの多くが、散逸、滅失の危機に瀕しており、一刻も早い対応が求められている。

●権利処理の課題

最後に、著作権などの権利処理のあり方について述べる。

日本でまず取り組むことは、視聴覚アーカイブが「公共財」としての研究や教育の目的で利活用されることであろう。Inathèqueでの利用を権利処理不要とする法整備から20年近くが経過している。近年の日本では、研究目的の

著作物利用での権利制限規定創設の議論が文化審議会著作権分科会でなされたものの、規定の創設には至っていない。学術界から、より明確にニーズの表明がなされるべきではないだろうか。1993年、フランスの哲学者、ジャン・ボードリヤールなど27人の研究者が連名で視聴覚アーカイブの研究利用が「未来の国民にとって不可欠」だと訴えた声明文⁶⁶⁾は、2年後のInathèque開設を後押ししている。

主に「商業財」としての放送アーカイブの流通を考えるうえで、フランスが採用した「免除制度」は苦肉の策といった感は拭いきれないが、大いに参考になる。しかし、残念ながら日本はこの議論をするには遠く及ばない段階だと言わざるを得ない。時代に即した、権利処理の円滑化を実質的に進ませる議論と取り組みを期待したい。

むすびに

2023年のINAの現地取材では、現在の展開を推し進めたローラン・ヴァレ会長のインタビューは実現しなかった。ヴァレ氏の発言は、INAが公表する資料や政府の委員会などの議事録、現地メディアの記事をたどるのみにとどまり、今後のINAの展望などを直接伺うことはできなかった。また、INAとの共創に取り組むFrance Télévisionsなどの公共放送や、免除制度の当事者団体である実演家の労働組合などにも、本来であれば取材し、より多角的に検討すべきところだが、実施できなかった。今後の検討課題である。

最後になるが、今回の取材はINA国際部のデルフィーヌ・ヴィボーさん、マリー・タンシェさんの尽力によって当初の想定を超える知見を

得ることができた。お2人の親切に対し、心より感謝を申し上げたい。また、フランスや欧州の法制度について、北九州市立大学教授の井上禎男さん、元・マックスプランク知的財産研究所客員研究員で弁護士の橋本阿友子さん、元・著作権情報センター附属著作権研究所専任研究員の財田寛子さんに多くの指導と有益な助言をいただいた。本論文の文責はすべて筆者にあるが、多忙にもかかわらずご協力いただいたことに対し、厚く御礼申し上げたい。

(おおたか たかし)

注：

- 1) 大高崇「放送アーカイブ利活用促進に向けて（前編）フランス・INA（国立視聴覚研究所）の最新動向」『放送研究と調査』2024年3月号、p2-26（以下、前編）
- 2) 本稿では、放送局が保存するニュースや番組の映像・音声、およびその素材の総称。前編p2参照。
- 3) 「コミュニケーションの自由に関する1986年9月30日の法律第86-1067号」
- 4) 正式な和訳名称は「知的所有権法典」。
- 5) Emmanuel Hoog, LINA (2006年)〔邦訳：『世界最大デジタル映像アーカイブINA』（訳：西兼志）白水社、2007年〕（以下、オーグ）
- 6) 大谷堅志郎「左翼政権下のフランス放送改革～1982年法とその周辺～」『昭和58年版NHK放送文化研究年報 第28集』（1983年）p34。下線は引用者。
- 7) 大谷堅志郎「フランスの政治と放送 放送制度の動揺とその背景」『放送研究と調査』1986年12月号、p2-13、大谷堅志郎「フランス放送界の変貌とその制度的枠組み」『放送研究と調査』1989年9月号、p30～45など参照
- 8) 「ラジオおよびテレビ放送に関する1974年8月7日の法律第74～696号」
- 9) オーグp19～21参照
- 10) オーグp21、豊田銀之助「改革から1年 フランス

- の放送』『文研月報』1976年2月号, p23参照
- 11) フランソワ・ミッテラン(1916～96年)。第21代フランス大統領(在任1981～95年)。
 - 12) 大谷堅志郎「政変に揺れるフランス放送界～新たな放送改革の焦点～」『文研月報』1981年11月号, p14参照
 - 13) 「視聴覚コミュニケーションに関する1982年7月29日の法律第82-652号」
 - 14) 1982年法第1条
 - 15) 放送を監督する独立行政機関(Haute Autorité de la Communication Audiovisuelle, 1982～1986)。その後, CNCL(1986～1989), CSA(1989～2022), Arcom(2022～)に改組。
 - 16) 「業務運営規則」(cahiers des missions et des charges)。政府と公共放送各局との間で交わされる, 日々の放送内容(報道倫理など)の規律を定めたもの。
 - 17) 注3と同じ
 - 18) オークp26参照
 - 19) オークp27-28参照
 - 20) 1987年当時の社名はA 2 (Antenne 2)だが, 1992年, F 2に改称。
 - 21) 1994年にすべてのラジオ公共放送, 1995年に商業放送も含めた国内すべてのテレビ放送, 2002年にケーブルテレビと衛星放送の番組などと, 年々納入対象の範囲を拡大していった。
 - 22) 「文化遺産法典」2006年改正での例外規定。L.132-4条(著作権), 132-5条(隣接権)
 - 23) Jean-François Debarnot, “Expérience de l’Ina relativement à l’utilisation d’œuvres audiovisuelles orphelines” (2009)
 - 24) ジャン＝ミシェル・ロード Inathèque 所長(当時)の言葉。
東野真「テレビ番組研究は新たな時代へ～シンポジウム「映像アーカイブはテレビを拡張する」より～」『放送研究と調査』2009年7月号, p26
 - 25) 西兼志「INAとアーカイブの思想: 鏡の裏箔としてのアーカイブ」『マス・コミュニケーション研究』No.75 (2009年)
 - 26) Cour des Comptes - Rapport au Président de la République 2000, p213-239 (以下, 会計検査院2000年報告)によると, INAは1999年には予算の50%以上を公的資金に依存していた。
 - 27) 同上 (会計検査院2000年報告)
 - 28) オークp52参照
 - 29) 同上
 - 30) Cour des Comptes - Le rapport public annuel 2008 II—A (p521-536)
 - 31) CSA “Bilan 2000 de l’INA : des missions recentrées” (2001年11月28日), 当時の為替レートは1フラン=15.54円。
 - 32) 「著作権に関する世界的所有権機関条約(略称WCT)」と「実演及びレコードに関する世界的所有権機関条約(略称WPPT)」
 - 33) 「情報化社会における著作権ならびに著作隣接権の調和に関する指令」(Directive 2001/29/EC)。2001年当時のEU(欧州連合)はEC(欧州共同体)。
 - 34) EU情報社会指令 前文31段
 - 35) <https://books.google.com/>
 - 36) アメリカ著作権法第107条
(https://www.cric.or.jp/db/world/america/america_cla.html#107)
 - 37) Le Monde; Quand Google défie l’Europe, par Jean-Noël Jeanneney (2005.01.22)
 - 38) <https://www.europeana.eu/en>
 - 39) 城所岩生「著作権法50周年に諸外国の改正動向について考える」『デジタルアーカイブ学会誌』2020年, Vol.4, No.S1参照
 - 40) 注23と同じ
 - 41) 著作権管理団体とは, 権利者の有する著作権の管理委託を受ける組織のことで, 日本では楽曲を管理するJASRACが著名。放送局などは, 個々の権利者を代表する立場の著作権管理団体と包括的な契約を結ぶことで, 効率的な権利処理を実現する。団体は, アーカイブ利用の許諾と使用料の徴収, 権利者への分配を行う。
 - 42) 厚生労働省・賃金等請求権の消滅時効の在り方に関する検討会(2018年5月29日)資料「賃金請求権に関する外国法制の整理」参照
 - 43) DADVSI (Loi sur le Droit d’Auteur et des Droits Voisins dans la Société de l’Information: 情報化社会における著作権等に関する法律)
 - 44) フランス憲法院 2006年7月27日決定 2006-540 DC参照
 - 45) Observations du Gouvernement sur le recours dirigé contre la loi relative (SOMMAIRE ANALYTIQUE Jeudi 3 août 2006 / N° 178, Texte 4 sur 123)
 - 46) Fabienne Fajgenbaum et Thibault Lachacinski “Le régime dérogatoire de l’INA : aménagement de la preuve du consentement et non

exception au droit exclusive” (2020.03.03)

- 47) 欧州司法裁判所の決定文によると、1959年から78年にかけての公共放送の番組
- 48) 同上・決定文12～14段参照
- 49) 決定文16段
- 50) CA Versailles, 10 mars 2017, n°15/07483
- 51) 決定文3段 (EU情報社会指令31段) 参照
- 52) 決定では、「アーティスト・演奏家」等の記載をしているが、本稿では「実演家」に統一する。
- 53) 決定文38・39段参照
- 54) 決定文40・42段参照
- 55) 決定文44・46段参照
- 56) 拡大集中許諾制度については、大高崇「“著作権70年時代”と放送アーカイブ活用(後編)～大量著作物流通への道～」『放送研究と調査』2018年9月号, p22-36参照
- 57) <https://www.salto-btsg.fr/info/salto-faq/76124782/arret-de-la-plateforme-salto>
- 58) 「海外の動き」『放送研究と調査』2024年3月号, p77参照
- 59) <https://www.senat.fr/rap/a23-133-41/a23-133-410.html>
- 60) Les Echos; INTERVIEW “Le patron de l’INA plaide pour rapprocher les offres numériques du service public audiovisuel” (2023.01.24)
- 61) 「〈放送アーカイブ構想〉「文化的資産」に政治色が見え隠れ」毎日新聞, 2015年7月6日, 山田健太『見張り塔からずっと』(田畑書店, 2016年) P222-226などを参照
- 62) 公益財団法人放送番組センター (<https://www.bpcj.or.jp/>)
- 63) 放送番組センターの規定は、放送法第167条から第173条
- 64) 放送法第167条
- 65) 前編p9参照
- 66) Le Monde; COMMUNICATION MULTI-MEDIAS PROTESTATIONS A L’INA ET DANS LES MILIEUX UNIVERSITAIRES La protection du patrimoine de l’image et du son est reportée a 1995 Un appel de chercheurs et d’universitaires “Mémoire interdite” (1993.10.23)

そのほかの主な参考文献：

- ・井上禎男『放送行政の課題—日仏比較法研究—』(信山社, 2022年)
- ・クサビエ・グレフ著, 垣内恵美子監訳『フランスの文化政策—芸術作品の創造と文化的実践』(文化とまちづくり叢書, 水曜社, 2007年)
- ・鈴木康平『デジタル時代の図書館とアウト・オブ・コマースをめぐる著作権法制—日本法における「絶版等資料」の再検討』(勁草書房, 2024年)
- ・Grünberger, Michael: Prozeduralisierung im Urheberrecht – Anmerkung zu EuGH, Urteil vom 14.11.2019 – C-484/18 – Spedidam u. a./INA (ZUM 2020, 46)
- ・野村総合研究所「実演家の権利に関する法制度及び契約等に関する調査研究報告書」(平成26年度文化庁調査研究事業, 2015年)
- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング「著作権等の集中管理の在り方に係る諸外国基礎調査報告書」(2018年)
- ・時実象一「フランスのデジタルアーカイブ機関: BnFとINA (調査報告)」『デジタルアーカイブ学会誌』2018年, Vol.2, No.3
- ・新田哲郎「フランスの公共放送の制度と財源」(田中孝宜ほか「世界の公共放送—制度と財源報告2018」『NHK放送文化研究所年報2018 第62集』p197-214)

別表 フランス放送法 (INA 関連条文) の変遷 (抜粋, 一部省略)

1974年法 (再掲)

第3条

視聴覚研究所を設立する。この研究所の責務は、特に諸種のライブラリーの保存、視聴覚制作の研究、および職業人への研修である。この研究所は、商工的性格を有する公施設法人である。

1982年法 (抜粋・略記)

第47条

- I. - 国立視聴覚コミュニケーション研究所*は、商工的性格を有する公施設法人であり、経営・財務面の権限を持ち以下の責務を有する。
- 公共ラジオ・テレビ放送局のアーカイブの保存と利用。
視聴覚遺産の保護と有効な活用のために、あらゆる公的または私的な団体への支援の提供ができる。
 - 公共放送に関わる人材の生涯学習の実施または実施を委託し、初等および高等教育に貢献する。
 - 視聴覚作品の制作、創造、伝達に関する研究を実施またはその研究を委託する。
- II. - 放送日から5年経過した時点で、公共放送の番組は、INAの所有物となる。
- 1974年法施行以降に保存された公共放送の番組は、INAの所有物となる。

第48条 (略)

第49条

財源には、特に、公共放送局が支払う定額負担金、役務提供に対する報酬、および受信料の一部の配分が含まれる。

1986年法 (抜粋・略記) 第49条

国立視聴覚研究所と称される商工的性格を有する公施設法人は、政令によって定められた運営規則の義務に従い、公共放送局の視聴覚アーカイブの保存、利用を担う。

研究所は、最初の放送から3年の期限の終了後、公共放送局のアーカイブの所有者となる。ただし、フィクション作品によって構成されたアーカイブを除く。以上のように定められた期限は、1982年法第47条の適用によって研究所に預託された視聴覚アーカイブにも適用される。

公共放送局は、研究所が所有権を持つ自らの視聴覚アーカイブの優先的利用権を享受する。

国立視聴覚研究所はまた、公的法人、民間法人を問わず、すべての法人と契約を結び、それらの法人の視聴覚アーカイブを保存、利用することができる。

国立視聴覚研究所は、運営規則が定める条件のもとで、以下を行うことができる。

- 視聴覚分野の人材の生涯教育を自ら、あるいは第三者によって保証し、その初等教育・高等教育に貢献する。
- 視聴覚作品の制作・創造・通信に関する研究を、自ら、あるいは第三者によって保証し、視聴覚アーカイブの研究と活用業務に関連する視聴覚作品ならびに資料を制作する。

1992年改正1986年法 第49条 (追記部分のみ)

出版物の預託制度 (リーガル・デポジット) に関する1992年6月20日の法律第92-546号に基づき、国立視聴覚研究所は、ラジオ放送あるいはテレビ放送された音声資料および視聴覚資料を収集、保存し、それに対応する国家書誌の構築と普及に参与し、それらの資料を閲覧のために一般に公開する任務を担う。資料の閲覧は、法によって保護される秘密事項を除き、知的財産に関する法律に則り、資料の保存に適した条件において行われる。国立視聴覚研究所は、国务院令が定める規定に従ってその任務を遂行する。

2000年改正1986年法 第49条

商工的性格を有する公施設法人である国立視聴覚研究所は、視聴覚の国家遺産を保存し、有効に活用する任務を担う。

- I. - 国立視聴覚研究所は、公共放送局の視聴覚アーカイブの保存を保証し、その利用に貢献する。資料管理サービスの内容、料金、金銭的条件や、アーカイブの利用方法は、研究所とそれぞれの当該企業間の契約によって定められる。それらの契約書は、予算担当大臣ならびに通信担当大臣の大臣令によって承認される。
- II. - 国立視聴覚研究所は、運営規則が規定する条件に基づき公共放送局の視聴覚アーカイブの抜粋を利用する。そのため、国立視聴覚研究所は、最初の放送から1年の期限の終了後、それらの抜粋の利用権を享受する。
国立視聴覚研究所は、公共放送局と本法第58条に言及される企業が研究所にその所有権を譲渡した前述の2000年8月1日の法律第2000-719号の発布以前に制作された視聴覚アーカイブの利用権の保有者であり、媒体および機材の所有者であり続ける。公共放送局ならびに第58条に言及される企業は、しかしながら、それぞれのアーカイブの優先利用権を保持する。
国立視聴覚研究所は、著作権保有者の著作者人格権ならびに著作財産権、あるいは著作隣接権とその相続人の隣接権の尊重のもとに本項に言及される利用権を行使する。
- III. - 国立視聴覚研究所は、いかなる法人ともその視聴覚アーカイブの保管、利用に関する契約を結ぶことができる。研究所は視聴覚資料の使用権を買収したり、遺贈や寄付を受けることができる。
- IV. - 国務院令が規定する条件のもとでの出版物の預託制度に関する1992年6月20日の法律第92-546号の適用に伴い、国立視聴覚研究所はラジオ放送やテレビ放送された音声・視聴覚資料の預託に責任を担い、同法(1)第2条で定義される条件のもとで、その目的に従ってそれを管理する。
- V. - 国立視聴覚研究所は、視聴覚の制作および通信分野における革新と研究に貢献する。その任務の遂行において、研究所は研究および実験を実施し、そのために、現在と将来のネットワーク向けに作品や視聴覚資料を制作する。研究所は、視聴覚通信に関連する職業における初等教育、生涯教育、その他あらゆる形の教育に貢献する。
- VI. - 国立視聴覚研究所の任務ならびに運営規則は、政令によって定められる。
国立視聴覚研究所は、調停に訴えることができる。

2006年改正1986年法(追記部分(下線)のみ)(再掲) (49条II)

国立視聴覚研究所は、著作権保有者の著作者人格権ならびに著作財産権、あるいは著作隣接権とその相続人の隣接権の尊重のもとに本項に言及される利用権を行使する。しかしながら、知的所有権法典 L.212-3条およびL.212-4条の免除によって、本項が言及するアーカイブのアーティスト・演者の実演の利用条件および利用に伴って発生する報酬については、アーティスト・演者自身、あるいは、アーティスト・演者を代表する従業員団体と研究所の間で締結される合意によって定められる。同合意には、特に、報酬基準と報酬の支払い方法を明記しなければならない。

* 当時、INA は一時的に「視聴覚コミュニケーション研究所 (INCA)」と名称変更した。